

秩父・皆野新校（仮称）基本計画  
(案)

令和 ● 年 ● 月  
埼玉県教育委員会

## 目 次

1 策定に当たっての基本姿勢	· · · · ·	1	(3) 生徒募集及び入学者選抜	
2 基本的枠組み			(4) 校章、校歌、制服等	
(1) 設置場所			8 対象校における教育活動	· · · · · 5
(2) 課程・学科等			9 教育環境の整備	
(3) 開校時の募集人員			10 付随する事項	
(4) 開校年度等			(1) 跡地の利活用	
3 校名	· · · · ·	2	(2) 同窓会及び後援会	
4 基本理念			(3) 対象校が保管する物品等の保存	
(1) 目指す学校				
(2) 育てたい生徒像				
5 教育活動等の基本方針				
(1) 基本姿勢				
(2) 教科指導				
(3) 生徒指導				
(4) 進路指導				
(5) 生徒募集				
6 教育活動等の基本方針の具現化	· · · · ·	3		
(1) 教科指導				
(2) 生徒指導				
(3) 進路指導				
(4) 生徒募集				
(5) その他				
7 開校準備	· · · · ·	4		
(1) 施設・設備の整備				
(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行				

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「実施方策」という。）に基づき、次のとおり、秩父・皆野新校（仮称）（以下「新校」という。）を設置する。

## 1 策定に当たっての基本姿勢

秩父・皆野新校（仮称）基本計画の策定に当たっては、教育局職員と秩父高等学校及び皆野高等学校（以下「対象校」という。）の教職員により構成する新校基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から意見を聴取した。

県教育委員会及び新校においては、聴取した意見を踏まえ、次のとおり、魅力ある県立高校づくりに取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業者数が減少する中で、県立高校の活性化を進めるための教育行政上の重要施策である。新校の設置に当たっては、対象校の特長を生かし、生徒にとってより良い教育環境の整備に取り組み、特色ある高校づくりを図る。
- (2) 校長は、組織としての機能を十分に発揮して、新校の管理・運営に取り組む。
- (3) 校長をはじめ教職員は、生徒や保護者のニーズに応えられるよう、積極的に教育活動を展開するとともに、地域との連携・協働を進める。

## 2 基本的枠組み

### (1) 設置場所

秩父高等学校と皆野高等学校を統合し、新校を秩父市上町2丁目23番45号（現在の秩父高等学校の場所）に設置する。

### (2) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び国際関係に関する学科（国際教養科）の併置校とし、学年制とする。

### (3) 開校時の募集人員

普通科 160人

国際教養科 40人

### (4) 開校年度等

開校は令和8年度とする。

秩父高等学校の生徒募集は令和7年度入学者選抜まで行い、皆野高等学校の生徒募集は令和5年度入学者選抜まで行う。なお、令和6年度又は令和7年度に秩父高等学校へ入学した生徒は、令和8年度から新校の生徒となる。

### 3 校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会は、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき新校の校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などからアイデアを広く募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

### 4 基本理念

実施方策に定める新校の基本方針等を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 目指す学校

- ア 自国の伝統や文化を理解するとともに、国際感覚を身に付け、国内外で活躍できる人材を育成する学校
- イ 地域の歴史や伝統を重んじる中で、進学を重視した創造的な学びを実践し、地域における学びの中心的役割を担う学校
- ウ 地域の観光資源等を生かした協働的・探究的な学びを通して生徒の資質・能力を育成し、地域の振興に貢献する人材を育てる学校

#### (2) 育てたい生徒像

- ア 自国や郷土への理解を深め、その魅力を海外に広めるとともに、地域の資源を活用する意識をもち、地域の課題解決に貢献できる生徒
- イ 豊かな国際感覚と語学力を備え、異文化理解・多文化交流に積極的に取り組み、グローバルとローカルの視点で思考できる、社会に貢献する意欲にあふれた生徒
- ウ 主体的に行動し、国内外で主導的な役割を果たすことのできる生徒
- エ 礼節を備え、多様性を尊重することのできる、心身ともに健康な生徒

### 5 教育活動等の基本方針

基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

#### (1) 基本姿勢

生徒の学力向上に努め、新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた国内外で活躍できる人材を育成するために、主体的・対話的で深い学びの視点から学習内容の充実を図るとともに、探究的な学習等を通じ、地域をはじめ多様な他者との協働的な学びを実践する。

#### (2) 教科指導

- ア 多様な科目を設定するとともに、教科等横断的な学びを通して、豊かな国際感覚を育む。
- イ 教育活動の中にＩＣＴ活用を位置付けることによって、生徒の個々の学力の更なる向上を図る。
- ウ 探究的な学びを通して地域や国際社会の課題に関心をもたせるとともに、課題解決に取り組むための資質・能力を育成する。

(3) 生徒指導

- ア 挨拶を励行し、基本的生活習慣、礼節を備えた心身ともに健やかな人材を育成する。
- イ 生徒一人一人が多様性を認め合い、他者を尊重し、主体的に学校生活を送ろうとする態度を養う。
- ウ 地域との関わりや課外活動を通じ、自己肯定感を高めるとともに、社会の一員としての自覚と責任をもった生徒を育てる。

(4) 進路指導

- ア 将来を見据えた進路選択ができるよう、系統的・計画的なキャリア教育を行う。
- イ 進学意識を高めるとともに、自信をもって将来の進路を選択するために必要な学力の向上を図る。
- ウ 地域資源を生かした学びを通して、地域社会へ貢献しようとする態度を養う。

(5) 生徒募集

- ア 歴史と伝統を受け継ぐ秩父地域の新校としての魅力を積極的に広報する。
- イ 求める生徒像を明確にし、目的意識が高く意欲のある生徒の募集に努める。
- ウ 秩父地域の小・中学校等への広報活動を強化するとともに、秩父地区以外での広報活動も積極的に推進する。

## 6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

(1) 教科指導

- ア 幅広い教養を身に付けるための授業を行い、補習・講習の充実及び外部教育機関との連携を図る。
- イ 国際理解に資する科目を設置し、遠隔学習や外部での実習・見学等の機会、海外との交流の機会を設ける。
- ウ 教科等横断的な学びを実践するための教育課程の検討・実践を図る。
- エ 教科・科目の特性に応じた習熟度別授業を実施し、ＩＣＴを活用して個々の学力に対応した細やかな指導を行う。
- オ 総合的な探究の時間等において地域の歴史や文化について学ぶ機会を確保し、地域振興や課題解決のために必要な実用的・実践的な知識・技能の習得を図る。

(2) 生徒指導

- ア 挨拶の励行等の指導を行う。

- イ 定期的に面談や生活状況の調査を行い、生徒自ら生活を省みることにより自発的な成長を促す。
- ウ 教職員一人一人がカウンセリングマインドを身に付け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携するなど、組織的な教育相談体制を確立する。
- エ 地域の行事へ積極的に参加するなど地域住民との交流を図るとともに、貢献活動を通してボランティア精神の高揚を図る。
- オ 生徒による自主的な活動を支援し、自主・自立の学校文化を確立する。
- カ 人権課題に対する正しい理解を深め、学校の教育活動全体を通じて人間尊重の精神を涵養する。

#### (3) 進路指導

- ア 進路ガイダンスや面談等の機会を充実させ、個別の進路に応じた適切な情報提供を行う。
- イ 海外での活躍を含めた多様な進路に対応できるよう、生徒に寄り添った指導体制を確立する。
- ウ 大学や外部機関と連携を図り、希望に応じて進路決定に向けた学習活動等を支援する。
- エ 探究活動を通じて生徒一人一人の進路意識の醸成を図る。
- オ 地元企業や公共団体と連携し、体験活動や講演等を実施するなどして職業観の育成を図る。

#### (4) 生徒募集

- ア PR動画の作成、広報誌への掲載等を通じて、新校の魅力を発信する。
- イ 校務分掌において生徒募集中体制を強化するとともに、同窓会や後援会との連携を図る。
- ウ 小・中学校と連携し、児童・生徒及び教職員同士の交流を通して情報交換を図る。
- エ 広域なエリアを対象にした広報活動を行う。
- オ 入学者選抜において、学校の特色や育てたい生徒像を踏まえた選抜基準を設ける。

#### (5) その他

- ア 地域に貢献し、他者を尊重する態度を育成するため、課外活動の充実を通して、地域と関わりながら異文化に対する学びの機会を設ける。
- イ 指導の充実を目的とした様々な研修を実施して、教職員の資質・能力の向上を図る。

### 7 開校準備

#### (1) 施設・設備の整備

秩父高等学校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。整備期間は令和6年度から令和9年度までの間を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、保管転換の事務や移動作業、配置等については、新校が

行う。

(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

(3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、秩父高等学校を中心となり、皆野高等学校が全面的に協力して行う。

(4) 校章、校歌、制服等

今後、準備を進める中で対象校が検討する。

## 8 対象校における教育活動

県教育委員会は、対象校において生徒募集を停止した後にも、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないよう配慮する。

## 9 教育環境の整備

県教育委員会は、県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、教育環境の整備に努める。現行制度に照らしつつ、新校の特色化を進める方向で教職員の人事等を検討するとともに、施設・設備の整備についても必要な予算の確保に努める。

## 10 付随する事項

(1) 跡地の利活用

皆野高等学校の設置や管理・運営に当たっては、関係者から多大な協力を頂いてきた。県教育委員会は、これらの経緯を踏まえ、今後、皆野町などと協議しながら利活用を検討する。

(2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら対象校が検討する。